

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 援護行政の動向

さきの大戦が終了してからすでに四半世紀を経過したが,まだ戦後処理は完了したわけではない。援護行政は,戦後の初期にあつては海外からの引揚者の援護が中心となつていたが,600万人余に及ぶ引揚業務が昭和34年にほぼ終了した後は,昭和27年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法をはじめとする各種の法律に基づき,公務上の傷病による障害者および死亡者の遺族に対する年金等の給付事務が中心に行なわれてきている。さきの大戦で死傷した軍人,軍属,準軍属および一般市民の数は300万余にのぼるが,援護行政は,このうち軍人軍属および準軍属(旧国家総動員法による被徴用者および動員学徒ら,軍の要請による戦闘参加者等)ならびにこれらの者の遺族を対象に行なわれている。毎年の法律改正により給付内容の改善や援護の対象者の拡大がはかられてきているが,年金等の受給者は年々老齢化してきており,援護内容の充実は同時にこれらの人々が老後の生活を営むうえで重要な役割を果たすよう期待されている。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

さきの大戦において,公務上または業務上の傷病により死亡した軍人,軍属および準軍属は200万人をこえるが,これらの者の遺族に対しては恩給法等のほか戦傷病者戦没者遺族等援護法その他の法律により遺族給付が行なわれている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金および弔慰金の4種である。遺族年金は,軍人または軍属(恩給法該当者は除く。)が公務上の傷病により死亡した場合に,遺族給与金は準軍属が業務上の傷病により死亡した場合に,それぞれ支給される。46年3月末における受給人員は第4-6-1表のとおりである。

第4-6-1表 遺族年金遺族給与金受給者数

(単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	53,921	84,796	43,604
先 順 位 者	33,544	74,186	38,026
後 順 位 者	20,377	10,610	5,578

厚生省援護局調べ

遺族一時金は,軍人,軍属または準軍属が昭和12年7月7日の日華事変のぼつ発以後の公務傷病に併発した傷病により退職後4年(結核,精神病および原爆病の場合は8年)以内に死亡した場合または戦地勤務期間が6か月以上の軍人もしくは軍属が復員後1年(結核および精神病の場合は3年)以内に死亡した場合で他に遺族年金,公務扶助料等の給付を受けないときに支給される。遺族一時金の額は,軍人および軍属については10万円,準軍属については7万円であり,46年3月末までの支給件数は,軍人については5,128件,軍属については238件,準軍属については1件,総計5,367件である。

弔慰金は,軍人,軍属および準軍属が公務上の傷病によりまたは事変もしくは戦争勤務に関連する傷病により16年12月8日以後死亡した場合に,その遺族に対して支給される。弔慰金の額は,軍人および軍属については5万円,準軍属については3万円であり,10年以内償還,年利6分の記名国債で支給される。46年3月末までの支給件数は,軍人については181万99件,軍属については13万8,352件,準軍属については11万19件,総計205万8,470件に及んでいる。

46年度においては,10月1日からつぎのような処遇の改善が行なわれる。

ア 先順位者の遺族年金の額を46年1月分から約2.1%引き上げ,同年10月分からこの引上げ後の額をさらに約8.4%引き上げること。

イ 先順位者の遺族給与金の額についても遺族年金に準じて引き上げるとともに,46年10月分から旧国家総動員法による被徴用者等の遺族への遺族給与金の額を軍人軍属の額の80%相当額から90%相当額に,その他の準軍属の遺族への遺族給与金の額についても現行の70%相当額から80%相当額に引き上げること。なお,公務上の傷病によつて死亡した者の遺族(先順位)に支給する遺族年金および遺族給与金の支給金額については,第4-6-2表のとおりである。

第4-6-2表 遺族年金および遺族給与金の額

第4-6-2表 遺族年金および遺族給与金の額 (単位:円)

年金の別	支給金額	現 行 額	改 正 額	
			46年1月~46年9月	46年10月以降
遺族年金(軍人軍属)		157,000	160,300	173,700
遺族給与金 (準軍属)	被徴用者等	125,600	128,240	156,330
	その他の準軍属	109,900	112,210	138,960

ウ 16年12月8日以後に本邦等において勤務に関連した傷病により死亡した軍人(文官)軍属または準軍属の遺族に,公務傷病による遺族年金等の額の75%相当額の遺族年金等を支給すること。

エ 日華事変中に本邦等において勤務に関連した傷病により死亡した軍人または準軍人の遺族に,公務傷病による遺族年金の額の75%相当額の遺族年金を支給すること。

オ 軍人恩給復活のさいに60歳未満であつた軍人の父母または祖父母であつて,その後恩給法の扶養加給の対象となつたことのない者に,後順位者の遺族年金を支給すること。

カ 軍人軍属が20年9月2日以後引き続き海外にあって,軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡した場合に,その遺族に遺族年金および弔慰金を支給すること。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡した軍人,軍属,または準軍属の妻であつて,38年4月1日に遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有していた者に特別給付金が支給される。

46年度においては,10月1日から,45年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により新たに遺族年金等を受けることとなつた戦没者等の妻に対して特別給付金が支給される。

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

16年12月8日以後死亡した軍人、軍属または準軍属の遺族であって、40年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者に対し、同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける者がいない場合に限り、特別弔慰金が支給される。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属または準軍属の父母または祖父母であって、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もいなかった者等のうち、42年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける権利または資格を有するものに特別給付金が支給される。46年度においては、10月1日から、45年度の戦傷病者戦没者の遺族等援護法等の一部改正により遺族年金等を受けることとなった戦没者の父母または祖父母に新たに特別給付金が支給される。

なお、(2)～(4)の特別給付金等の額については、第4-6-3表のとおりである。

第4-6-3表 特別給付金等の種類

第4-6-3表 特別給付金等の種類			
	金 額	給 付 の 種 類	支 給 件 数 (46年3月31日現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年以内償還無利子の記名国債	413,507 件
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年以内償還無利子の記名国債	485,545 件
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年以内償還無利子の記名国債	14,798 件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円(2～5款症の戦傷病者の妻に対しては5万円)	10年以内償還無利子の記名国債	76,215 件

厚生省援護局調べ

(5) 防空に従事して死傷した医療従事者等に対する特別支出金の支給

防空に従事して死傷した医療従事者またはその遺族に対し特別支出金(障害者5万円、死亡者の遺族7万円)を支給することとし、45年度および46年度にわたって実施している。

(6) 入営途上等死亡者の遺族に対する特別支出金の支給

召集等を受けた者が入営し、または終戦当時に軍人等であった者が復員後帰郷する途上において、自己の責に帰することができない事由により死亡した者の遺族に対し、死亡者1人につき10万円の特別支出金を支給することとし、46年度および47年度にわたって実施することとなった。

(7) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉のいっそうの増進をはかるため、戦没者遺族相談員の制度が45年10月から設けられており、全国で532人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動しており、46年10月からは940人に増員

される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 戦傷病者の援護

さきの大戦において公務上負傷しまたは疾病にかかり今なお障害を有する軍人,軍属または準軍属であった者の数は14万余に及ぶが,これらの戦傷病者に対する援護は,恩給法または戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等が中心となっている。このほか,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって,戦傷病者の妻に特別給付金が支給されている。

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦傷病者(恩給法該当者は除く。)に,障害年金または障害一時金が支給されている。

46年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人150人,軍属2,432人,準軍属1,509人の計4,091人であり,障害一時金を46年3月末までに受けた者は511人である。46年度においては,軍人軍属であつた者の障害年金の額は46年1月分から6万7,000円~87万7,200円(現行6万6,000円~86万200円)に,同年10月分から7万3,000円~95万300円に増額される。また,準軍属であつた者の障害年金の額についても同様の引き上げを行なうとともに,46年10月分から,旧国家総動員法による被徴用者等への障害年金の額を現行の軍人軍属の額の80%相当額から90%相当額に,その他の準軍属の障害年金の額についても現行の70%相当額から80%相当額に引き上げることとなつた。

同様に,障害一時金の額も増額されることとなつている。つぎに,16年12月8日以後の本邦等において,勤務に関連して傷病にかかり,現に第5款症以上の不具廃疾の状態にある軍人(文官),軍属または準軍属であつた者に,公務傷病による障害年金の額の75%相当額の障害年金等を支給することとした。さらに,軍人軍属の事変地,戦地において公務とみなされる傷病についての障害年金の支給対象を現行の第3款症から第5款症まで拡大することとしている。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の支給対象は,12年7月7日以後の公務上の傷病により38年4月1日において恩給法による特別項症から第4款症までに該当する障害者となつていたことにより,同日において年金たる増加恩給等の給付を受けていた者の妻または同日までに一時金たる傷病賜金を受けたことのある者の妻である。給付金の額等については,前掲第4-6-3表のとおりである。

なお46年10月1日からは支給対象が拡大され,第5款症にかかる傷病年金または45年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正によつて障害年金等を受けている戦傷病者等の妻に,特別給付金が支給されることとなる。

(2) 医療面その他の援護

戦傷病者に対する所得面以外の援護は,戦傷病者特別援護法によるもので,同法により戦傷病者には戦傷病者手帳が交付され(46年3月末現在14万1,367人),これらの者につきのような援護が行なわれている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行なうこと(46年3月末現在の受給者数は6,183人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給すること。支給額は月額4,800円(46年3月までは4,200円)である(46年3月末の受給者数197人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合その遺族に葬祭費(1万円)を支給すること(45年度の支給件数52件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行なうこと(45年度の支給件数28件)。

オ 補装具の支給および修理を行なうこと(45年度の総件数6,953件)。

カ 重度障害者を国立保養所に収容すること。

キ 戦傷病者およびその介護者が日本国有鉄道の鉄道および連絡船に乗車および乗船する場合に無賃の取り扱いをすること(45年度の乗車券引換件数11万6,419件)。

なお,46年の法改正により,同年10月1日からは,16年12月8日以後の本邦等における勤務に関連した傷病により,現に第5款症以上の不具廃疾の状態にある戦傷病者等に,療養の給付等が行なわれることとなっている。

このほかこの法律には,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行なう戦傷病者相談員の制度が40年10月から設けられており,現在全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

3 全国戦没者追悼式

さきの大戦において死亡した300万余の軍人,軍属,準軍属および一般市民に追悼の誠を捧げるため,政府は38年から毎年,8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

45年の式典は,終戦25周年にあたり,その規模を広げて,天皇皇后両陛下御臨席のもとに,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約6,000人が参列して厳粛にとり行なわれた。

式典当日は官公庁などには半旗が掲げられ,正午には全国民がそれぞれの職場,家庭において黙とうを行ない,戦没者に追悼の誠を捧げるとともに平和への思いを新たにした。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

4 海外戦没者の遺骨の収集

さきの大戦により海外で戦没した同胞の遺骨を収集するため,政府は28年から33年にかけて,旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して収骨作業を実施した。しかし,この遺骨収集は,広範囲な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なつたものであり,また当時の事情からいろいろの制約もあつて十分なものとはいへなかつた。その後時日の経過とともに未処理の遺骨が発見されるに至り,これらの遺骨収集を補完するため,42年度以降新たな計画に基づいて遺骨収集を実施中であり,その状況はつぎのとおりである。

42年度 中部太平洋諸島(ペリリュー,サイパン,テニアン,ロタの各島)フィリピン(レイテ島)

43年度 フィリピン(ルソン,カミギンの両島),西イリアン(ビアク,ヌンホルの両島)

44年度 東部ニューギニア,フィリピン(ミンダナオ,ネグロス,セブ,ホロの各島),硫黄島(第1次および第2次)

45年度 韓国(徳積諸島),ニューブリテン,ブーゲンビル,マヌス,ロスネグロスの各島,ウオールアイ環礁(メレヨン諸島),北ボルネオ,サイパン島,テニアン島,硫黄島(第3次および第4次)

46年度(予定) 西部ニューギニア,マーシャル諸島,ソロモン諸島,ギルバート諸島

なお,今次大戦の激戦地であつた硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を建立し,46年3月28日高松宮殿下の御臨席のもとに,各都道府県遺族代表等が参列して碑の竣工ならびに除幕式を挙行した。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

5 戦没者に対する叙位叙勲等

昭和39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位および叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位および叙勲の対象になる者は,さきの大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。

このうち昭和46年3月の第84回発令までに約190万余人に対して叙勲が行なわれ,約7万人に対しては,あわせて叙位が行なわれている。

また,軍人軍属のうち,定例叙勲の発令が行なわれたが,まだ勲記,勲章が伝達されていない者約50万人に対し昭和45年度よりこれら賞賜物件の伝達が再開された。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

1 未帰還者の調査

さきの大戦が終結した時,海外にあつた同胞は約600万人であつたが,引揚促進対策,未帰還者の調査等の推進により,46年3月末現在における未帰還者数は3,829人となつている。その地域別の内訳は,中共3,125人,ソ連(樺太,千島を含む。)383人,南方207人,北朝鮮114人である。

未帰還者の調査は,国内的には,帰還者等からの情報の提供,対外的には,ソ連および中共などとの外交折衝または赤十字ルート等による話し合いによつて行なつてきている。

調査究明の結果,未帰還者の死亡の日時や場所,死亡の原因などが確認できた場合には,戸籍法第89条の規定により死亡の報告を行ない,未帰還者が消息を絶つた時期や場所などを総合し,すでに死亡したものと推断される場合には,未帰還者に関する特別措置法により「戦時死亡宣告」の申し立てを行なつているが,死亡等の処理は,人権に関することからであるので,特に慎重を期している。

45年度においては,死亡報告を行なつた者81人,戦時死亡宣告の審判が確定した者218人,帰還した者39人,自己の意思により帰還しないと認められた者12人その他78人の計428人が減少し,新たに未帰還者として248人をはあくした。

なお,戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法または恩給法等の適用を受けらるるものである場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対して,これらの法律により遺族年金等が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき,3万円(公務扶助料等を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

2 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引き揚げは,34年に集団引き揚げが終了したのちは個別に便船を利用して続けられている。これら引揚者に対する援護としては,船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あつせん等が行なわれ,また,ソ連および中共からの引揚者については,居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近,ソ連,中共および韓国から個別引き揚げが行なわれており,これを暦年別にみると同伴家族を含め,43年101人,44年71人,45年290人となつている。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第6章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

3 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

34年8月に日朝両赤十字社の間に締結された「在日朝鮮人の帰還に関する協定」が42年11月12日をもって終了したことに伴い,その後の措置について,日朝両赤十字間において42年11月のコロンボ会談以降事務的折衝が続けられていたところ,45年12月14日から46年2月5日までの間モスクワにおいて行なわれた会談においてつぎのとおり交渉が妥結するに至った。

(1) さきの協定による申請ずみの帰還未了者の帰還については,90日の準備期間を置いて開始し,6か月間で終了することとし,帰還者には協定の例による便宜を供与するという内容の合意書に調印が行なわれた。

(2) 新たな帰還希望者については,所要の手続きを履行すれば出国証明書が交付され,その数が相当数(250~300人)に達すれば,日本赤十字社からの通告に基づき朝鮮赤十字会が新潟港に配船すること等を記載した会談要録が作成された。

この合意書に基づき,日本赤十字社は,46年5月から10月までの間,申請ずみ帰還未了者の帰還業務を行なうこととなつた。

なお,この事業に要する経費については,政府が補助することとしている。
